

介護報酬の算定構造

介護サービス

:平成30年4月改定箇所

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	指定居宅介護事業所加算	特別地域訪問介護加算	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (165単位)	所要時間が20分から起算して25分を超過ごとに+83単位(1回単位を限度)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (I) +20/100 (II) +10/100 (III) +10/100 (IV) +5/100	指定居宅介護事業所加算 ×70/100 指定居宅介護事業所で車庫加算介護従事者研修修了者等により行われる場合 ×93/100 指定居宅訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
	(2) 20分以上30分未満 (243単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (394単位)											
	(4) 1時間以上 (575単位に30分を超過ごとに+83単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (181単位) (2) 45分以上 (223単位)											
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 98単位)												
二 初回加算 (1月につき +200単位)												
ホ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)										
ヘ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×137/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×100/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×55/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき (3)の80/100)										
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計 ※ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目												

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注
		介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、着脱又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,250単位)		×95/100	×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100
ロ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(I)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1回につき +24単位)				
ハ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき (3)の80/100)				
注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計 ※ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目						

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、朝又は深夜の場合	夜間又は早朝の場合 30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき算定(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(311単位) (2) 30分未満 (467単位) (3) 30分以上1時間未満 (616単位) (4) 1時間以上1時間30分未満 (1,112単位) (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (236単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (I)の場合 +500単位 又は (II)の場合 +250単位	死亡日及び死亡前14日以内(2日以上)ターミナルケアを行った場合 +2,000単位		
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(263単位) (2) 30分未満 (386単位) (3) 30分以上1時間未満 (569単位) (4) 1時間以上1時間30分未満 (836単位)	×90/100			+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100				1月につき +215単位				
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合(1月につき 2,935単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100			+800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +215単位			-97単位	
ニ 初回加算	(1月につき +300単位)													
ホ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)													
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	(1月につき +250単位)													
ト 看護体制強化加算(イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +800単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)													
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合(1回につき 6単位を加算) ハを算定する場合(1月につき 50単位を加算)													

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に依る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注				注
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 280単位	<p>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合</p> <p>特別地域医療の提供に努める等の加算</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p> <p>短期集申(中心)アセッション実施加算</p> <p>カ・ロ・リハビリテーション(1)</p> <p>カ・ロ・リハビリテーション(2)</p> <p>カ・ロ・リハビリテーション(3)</p> <p>カ・ロ・リハビリテーション(4)</p> <p>事業所の業務の効率化を図るための加算</p>	<p>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合</p> <p>特別地域医療の提供に努める等の加算</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p> <p>短期集申(中心)アセッション実施加算</p> <p>カ・ロ・リハビリテーション(1)</p> <p>カ・ロ・リハビリテーション(2)</p> <p>カ・ロ・リハビリテーション(3)</p> <p>カ・ロ・リハビリテーション(4)</p> <p>事業所の業務の効率化を図るための加算</p>	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +230単位	1月につき +200単位	1月につき +200単位	1月につき +420単位	1日につき +110単位	1回につき +200単位
	介護老人保健施設の場合											
	介護医療院の場合											
ロ 社会参加支援加算 (1日につき 17単位を加算)												
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +8単位)												
<p>注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、「特別地域医療の提供に努める等の加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目</p>												

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 同一建物居住者数1人以下に対して行う場合 (507単位)	<p>特別地域医療の提供に努める等の加算</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 同一建物居住者数2人以上9人以下に対して行う場合 (452単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理科又は特定施設入居者等医学総合管理科を算定する場合)	(一) 同一建物居住者数1人以下に対して行う場合 (284単位)	<p>特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に際する必要な薬学的管理指導を行った場合</p>	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 同一建物居住者数2人以上9人以下に対して行う場合 (234単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (220単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者数1人以下に対して行う場合 (553単位)	+100単位	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 同一建物居住者数2人以上9人以下に対して行う場合 (414単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (372単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者数1人以下に対して行う場合 (507単位)	+15/100	+10/100	+5/100	+5/100
		(二) 同一建物居住者数2人以上9人以下に対して行う場合 (452単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者数1人以下に対して行う場合 (553単位)	+100単位	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 同一建物居住者数2人以上9人以下に対して行う場合 (414単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (372単位)				
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者数1人以下に対して行う場合 (507単位)	+15/100	+10/100	+5/100	+5/100
		(二) 同一建物居住者数2人以上9人以下に対して行う場合 (452単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)				
注 混住介護が行う場合 ×90/100						
(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)						
(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)						

※ ハ(2)(一)(二)(三)については、がん末期の患者及び中心特創療養者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。

8 短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費 (2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(1) *夜間型介護*	単介第1 2,240 単位 単介第2 2,240 単位 単介第3 2,240 単位 単介第4 2,240 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +6単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +8単位	1日につき +8単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位
		(二) 併設型短期入所生活介護費(2) *夜間型介護*	単介第1 2,240 単位 単介第2 2,240 単位 単介第3 2,240 単位 単介第4 2,240 単位																
ロ ユニーク型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニーク型短期入所生活介護費 (2) 併設型ユニーク型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニーク型短期入所生活介護費(1) *ユニット型介護*	単介第1 2,240 単位 単介第2 2,240 単位 単介第3 2,240 単位 単介第4 2,240 単位	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +6単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +8単位	1日につき +8単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位
		(二) 併設型ユニーク型短期入所生活介護費(2) *ユニット型介護*	単介第1 2,240 単位 単介第2 2,240 単位 単介第3 2,240 単位 単介第4 2,240 単位																
★ 療養費加算 (1日につき 25単位を加算(1日につき25単位を算定))																			
ニ 夜間中重度受入加算		(1) 看護体制加算(1) 2,240円を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)																	
		(2) 看護体制加算(2) 2,240円を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)																	
		(3) 11:00~17:00の看護体制加算を算定している場合 (1日につき 813単位を加算)																	
		(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)																	
ホ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(1)イ (1日につき 18単位を加算)																	
		(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ (1日につき 12単位を加算)																	
		(3) サービス提供体制強化加算(2)イ (1日につき 6単位を加算)																	
		(4) サービス提供体制強化加算(2)ロ (1日につき 6単位を加算)																	
ハ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1日につき +所定単位×83/100)	※ 所定単位は、イからエまでの合計(算定した単位数の合計)																
		(2) 介護職員処遇改善加算(2) (1日につき +所定単位×60/100)																	
		(3) 介護職員処遇改善加算(3) (1日につき +所定単位×33/100)																	
		(4) 介護職員処遇改善加算(4) (1日につき +3,060/100)																	
		(5) 介護職員処遇改善加算(5) (1日につき +3,060/100)																	

※ 「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
実施を行う施設 基準を満たさない場合	利用者の数及び 入所者の数 に制限がある 場合	医師、看護師 、介護職員、理学療法 士、作業療法 士又は言語聴 覚士の数に 制限がある 場合	食料のコン ピューターを 用いた配 置でない 専用ユニット に該当する 場合	夜間施設記 算加算	認知症ケア 加算	認知症行動 心理状態観 測対応加算	緊急対応入 所費加算	その他認知 症利用費受 入加算	看護管理 加算	注	注	注	注	
(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (224 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
		要介護2 (224 単位)												
		要介護3 (224 単位)												
		要介護4 (224 単位)												
		要介護5 (224 単位)												
	b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (224 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位
		要介護2 (224 単位)												
		要介護3 (224 単位)												
		要介護4 (224 単位)												
		要介護5 (224 単位)												
	c 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 (224 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位
		要介護2 (224 単位)												
		要介護3 (224 単位)												
		要介護4 (224 単位)												
		要介護5 (224 単位)												
d 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 (224 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (224 単位)													
	要介護3 (224 単位)													
	要介護4 (224 単位)													
	要介護5 (224 単位)													
e 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 (224 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (224 単位)													
	要介護3 (224 単位)													
	要介護4 (224 単位)													
	要介護5 (224 単位)													
a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 (778 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (859 単位)													
	要介護3 (948 単位)													
	要介護4 (1,021 単位)													
	要介護5 (1,122 単位)													
b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜療養型個室＞ 看護職員を配置＞	要介護1 (855 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (937 単位)													
	要介護3 (1,051 単位)													
	要介護4 (1,158 単位)													
	要介護5 (1,200 単位)													
a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 (778 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (853 単位)													
	要介護3 (948 単位)													
	要介護4 (1,021 単位)													
	要介護5 (1,095 単位)													
b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜療養型個室＞ 看護士コール体制＞	要介護1 (855 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (931 単位)													
	要介護3 (1,024 単位)													
	要介護4 (1,098 単位)													
	要介護5 (1,173 単位)													
a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜従来型個室＞	要介護1 (224 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (224 単位)													
	要介護3 (224 単位)													
	要介護4 (224 単位)													
	要介護5 (224 単位)													
b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜従来型個室＞	要介護1 (224 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (224 単位)													
	要介護3 (224 単位)													
	要介護4 (224 単位)													
	要介護5 (224 単位)													
a ユニタ型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (940 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (940 単位)													
	要介護3 (940 単位)													
	要介護4 (940 単位)													
	要介護5 (940 単位)													
b ユニタ型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (940 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (940 単位)													
	要介護3 (940 単位)													
	要介護4 (940 単位)													
	要介護5 (940 単位)													
c ユニタ型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (940 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (940 単位)													
	要介護3 (940 単位)													
	要介護4 (940 単位)													
	要介護5 (940 単位)													
d ユニタ型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (940 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (940 単位)													
	要介護3 (940 単位)													
	要介護4 (940 単位)													
	要介護5 (940 単位)													
a ユニタ型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (1,284 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (1,284 単位)													
	要介護3 (1,284 単位)													
	要介護4 (1,284 単位)													
	要介護5 (1,284 単位)													
b ユニタ型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (940 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (1,021 単位)													
	要介護3 (1,134 単位)													
	要介護4 (1,210 単位)													
	要介護5 (1,284 単位)													
a ユニタ型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (940 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (1,015 単位)													
	要介護3 (1,106 単位)													
	要介護4 (1,183 単位)													
	要介護5 (1,257 単位)													
b ユニタ型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (940 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (1,015 単位)													
	要介護3 (1,106 単位)													
	要介護4 (1,183 単位)													
	要介護5 (1,257 単位)													
a ユニタ型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (224 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (224 単位)													
	要介護3 (224 単位)													
	要介護4 (224 単位)													
	要介護5 (224 単位)													
b ユニタ型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅴ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (224 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	要介護2 (224 単位)													
	要介護3 (224 単位)													
	要介護4 (224 単位)													
	要介護5 (224 単位)													
(三) 特設介護老人保健施設 短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (654 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	+240単位	
	(二) 4時間以上6時間未満 (905 単位)													
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,257 単位)													

注 特別療養費	(一) 療養費特別加算(ⅰ) (1日につき 27単位を加算) (二) 療養費特別加算(ⅱ) (1日につき 27単位を加算)
注 療養体制維持特別加算	(一) 療養体制維持特別加算(ⅰ) (1日につき 27単位を加算) (二) 療養体制維持特別加算(ⅱ) (1日につき 27単位を加算)
(4) 療養加算	(1日につき 2単位を加算)【1日につき3単位を加算】
(5) 認知症ケア加算	(1日につき 3単位を加算) (1日につき 4単位を加算)
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時施設療養費(ⅰ) 療養費特別加算以外の場合 (1月)に3日を超えて、1日につき51単位を算定) 療養費特別加算の場合 (1月)に3日を超えて、1日につき51単位を算定) (二) 特設療養
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(ⅰ) (1日につき 16単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(ⅱ) (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(ⅲ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(ⅳ) (1日につき 6単位を加算)
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(ⅰ) (1月)につき 所定単位×39/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(ⅱ) (1月)につき 所定単位×29/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(ⅲ) (1月)につき 所定単位×16/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(ⅳ) (1月)につき 所定単位×90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月)につき 所定単位×90/100)

注 所定単位は、(1)から(2)までにより算定した単位数の合計

「特別療養費」上「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注				
(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (673単位) 要介護2 (722単位) 要介護3 (770単位) 要介護4 (818単位) 要介護5 (867単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 -60単位	-25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)				
		b 診療所短期入所療養介護費(ii)<療養機能強化型A><従来型個室>	要介護1 (700単位) 要介護2 (752単位) 要介護3 (802単位) 要介護4 (852単位) 要介護5 (903単位)									
		c 診療所短期入所療養介護費(iii)<療養機能強化型B><従来型個室>	要介護1 (691単位) 要介護2 (741単位) 要介護3 (791単位) 要介護4 (840単位) 要介護5 (890単位)									
		d 診療所短期入所療養介護費(iv)<多床室>	要介護1 (777単位) 要介護2 (825単位) 要介護3 (875単位) 要介護4 (922単位) 要介護5 (971単位)									
		e 診療所短期入所療養介護費(v)<療養機能強化型A><多床室>	要介護1 (809単位) 要介護2 (860単位) 要介護3 (911単位) 要介護4 (961単位) 要介護5 (1,012単位)									
		f 診療所短期入所療養介護費(vi)<療養機能強化型B><多床室>	要介護1 (798単位) 要介護2 (848単位) 要介護3 (898単位) 要介護4 (947単位) 要介護5 (998単位)									
	(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	a 診療所短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (596単位) 要介護2 (640単位) 要介護3 (683単位) 要介護4 (728単位) 要介護5 (771単位)						×97/100	+120単位		
		b 診療所短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (702単位) 要介護2 (745単位) 要介護3 (789単位) 要介護4 (832単位) 要介護5 (876単位)									
		(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)<ユニット型個室>	要介護1 (798単位) 要介護2 (847単位) 要介護3 (895単位) 要介護4 (943単位) 要介護5 (992単位)								+60単位	
			(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)<療養機能強化型A><ユニット型個室>									要介護1 (825単位) 要介護2 (877単位) 要介護3 (927単位) 要介護4 (977単位) 要介護5 (1,028単位)
		(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)<療養機能強化型B><ユニット型個室>								要介護1 (816単位) 要介護2 (866単位) 要介護3 (916単位) 要介護4 (965単位) 要介護5 (1,015単位)	+60単位
			(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV)<ユニット型個室の多床室>								要介護1 (798単位) 要介護2 (847単位) 要介護3 (895単位) 要介護4 (943単位) 要介護5 (992単位)	
	(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V)<療養機能強化型A><ユニット型個室の多床室>		要介護1 (825単位) 要介護2 (877単位) 要介護3 (927単位) 要介護4 (977単位) 要介護5 (1,028単位)									
	(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI)<療養機能強化型B><ユニット型個室の多床室>		要介護1 (816単位) 要介護2 (866単位) 要介護3 (916単位) 要介護4 (965単位) 要介護5 (1,015単位)									
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (654単位) (二) 4時間以上6時間未満 (905単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,257単位)											
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
(6) 特定診療費												
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計										

「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注								
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に、又は20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に、又は60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に、又は60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,017 単位) 要介護2 (1,081 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,209 単位) 要介護5 (1,273 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,122 単位) 要介護2 (1,187 単位) 要介護3 (1,250 単位) 要介護4 (1,315 単位) 要介護5 (1,379 単位)								
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) 看護<4:1>介護<4:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,230 単位) 要介護2 (1,294 単位) 要介護3 (1,358 単位) 要介護4 (1,422 単位) 要介護5 (1,486 単位)							
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (962 単位) 要介護2 (1,135 単位) 要介護3 (1,201 単位) 要介護4 (1,270 単位) 要介護5 (1,336 単位)								
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III) 看護<4:1>介護<5:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,000 単位) 要介護2 (1,065 単位) 要介護3 (1,130 単位) 要介護4 (1,195 単位) 要介護5 (1,260 単位)							
	b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,040 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,171 単位) 要介護4 (1,236 単位) 要介護5 (1,300 単位)									
	一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (919 単位) 要介護2 (983 単位) 要介護3 (1,047 単位) 要介護4 (1,111 単位) 要介護5 (1,175 単位)	×70/100		-12単位				
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,024 単位) 要介護2 (1,089 単位) 要介護3 (1,152 単位) 要介護4 (1,217 単位) 要介護5 (1,280 単位)								
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (924 単位) 要介護2 (989 単位) 要介護3 (1,052 単位) 要介護4 (1,116 単位) 要介護5 (1,180 単位)							
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (966 単位) 要介護2 (1,029 単位) 要介護3 (1,094 単位) 要介護4 (1,158 単位) 要介護5 (1,221 単位)								
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (767 単位) 要介護2 (830 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (959 単位) 要介護5 (1,023 単位)	×70/100							
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (873 単位) 要介護2 (936 単位) 要介護3 (1,000 単位) 要介護4 (1,065 単位) 要介護5 (1,129 単位)										
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I) a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室> b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型半個室(多床室)>	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)	×97/100							
			要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)								
			(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II) a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室> b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型半個室(多床室)>								要介護1 (1,155 単位) 要介護2 (1,223 単位) 要介護3 (1,290 単位) 要介護4 (1,356 単位) 要介護5 (1,422 単位)
			要介護1 (1,155 単位) 要介護2 (1,223 単位) 要介護3 (1,290 単位) 要介護4 (1,356 単位) 要介護5 (1,422 単位)								
			(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費								(一) 3時間以上4時間未満 (654 単位) (二) 4時間以上6時間未満 (905 単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,257 単位)
	(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
	(6) 特定診療費										
	(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)									
(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)											
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき + 所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき + 所定単位×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき + 所定単位×10/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)										

「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注		注		注		注		注		注		注		注	
	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5	介護1 介護2 介護3 介護4 介護5
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (534 単位) 要介護2 (509 単位) 要介護3 (665 単位) 要介護4 (232 単位) 要介護5 (595 単位)	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位	1日につき +12単位
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)		×70/100														
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (524 単位) 要介護2 (519 単位) 要介護3 (665 単位) 要介護4 (232 単位) 要介護5 (595 単位)	×70/100	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位

1. 遺族・遺族補償加算(1)(を算定する場合のみ算定) (1日につき 20単位を加算)	
2. 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 660単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)
3. 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
4. サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)
5. 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき +所定単位×80/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の80/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)

※ 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額 要介護1 16,203単位
要介護2 18,149単位
要介護3 20,249単位
要介護4 22,192単位
要介護5 24,259単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具費

基本部分	注	注	注
福祉用具費 (※:指定福祉用具費に準じた費用(福祉用具費)の項目別に適用される単位の標準額として算定)	特別地域福祉用具費加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす 車いす付製品 特殊寝台 特殊寝台付製品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり コップ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排尿処理装置	次通算に該当する額を事業所の所在地に適用される1単位の標準額に準じて算定(※) 【個々の用具ごとに算定する(100/100を限度)】	次通算に該当する額を事業所の所在地に適用される1単位の標準額で算定(※) 【個々の用具ごとに算定する(100/100を限度)】	次通算に該当する額を事業所の所在地に適用される1単位の標準額で算定(※) 【個々の用具ごとに算定する(100/100を限度)】

※ 「特別地域福祉用具費加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付製品、特殊寝台、特殊寝台付製品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排尿処理装置については要介護1から要介護5の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,053単位) 要介護3・4・5 (1,368単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (527単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (684単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (316単位)					
			要介護3・4・5 (410単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +300単位)							
	(4) 特定事業所加算(Ⅳ) (1月につき +125単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (+450単位)							
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+600単位)							
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (+600単位)							
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+750単位)							
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ) (+900単位)							
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)						

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。
※ハ(4)については、平成31年4月1日から算定できるものとする。

注 外泊時費用	入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退院サービス費	入院患者に対して居室における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定（(2)及び(4)の基本単価に限る。）	
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算 (1日につき 30単位)		
(6) 退院時 指導加算 (1日につき 362単位)	(一) 退院時指導加算 a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定) c 退院時指導加算 (400単位) d 退院時情報提供加算 (500単位) e 退院前連携加算 (500単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 訪問看護指導加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)	
(7) 必要マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)		
(8) 感染症リスク改善加算 (1日につき 20単位を加算)	注 患者の感染症リスクを改善するために感染予防の取り組み等を行う場合に、当該取り組みを算定する。	
(9) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)	注 受療マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
(10) 経口維持加算 (1月につき 400単位)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 受療マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
(11) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(12) 口腔衛生管理加算 (1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入院患者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
(13) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(14) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)		
(15) 特定診療費 (1日につき 10単位を加算)		
(16) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
(17) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)		
(18) 退院ケア支援加算 (1日につき 100単位を加算)		
(19) サービス提供体制 強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 16単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(20) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位数×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位数×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の80/100)	

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 一部の算定を減らす入院患者の数が算定されない場合は、(20)を算定しない。

注 外治時費用	入院患者に対して居宅における外治を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
(4) 退院時指導等加算 (※1)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定) c 退院時指導加算 (400単位) d 退院時情報提供加算 (500単位) e 退院前連携加算 (500単位)
	(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
	(5) 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)
	(6) 低栄養リスク改善加算 (※1)	(1月につき 300単位を加算)
	(7) 経口移行加算 (※1)	(1日につき 28単位を加算)
(8) 経口維持加算(1月につき) (※1)	(一) 経口維持加算(I) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(I)を算定していない場合には、算定しない。
	(二) 経口維持加算(II) (100単位)	
(9) 口腔衛生管理体制加算 (※1)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(10) 口腔衛生管理加算 (※1)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
(11) 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
(12) 在宅復帰支援機能加算 (※1)	(1日につき 10単位を加算)	
(13) 特定診療費 (※1)		
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)	
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
(16) 排溺せつ支援加算 (※1)	(1月につき 100単位を加算)	
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)	
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)	

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。

ハ 老人性認知症医療療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注					注		注	
施設種別	サービス	介護療養病棟を有する病院	介護療養病棟を有しない病院	介護療養病棟を有しない病院	介護療養病棟を有しない病院	介護療養病棟を有しない病院	介護療養病棟を有しない病院	介護療養病棟を有しない病院	介護療養病棟を有しない病院	
一般病院	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1>介護<6:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (967 単位) 要介護2 (1,031 単位) 要介護3 (1,035 単位) 要介護4 (1,159 単位) 要介護5 (1,223 単位)							
		認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,072 単位) 要介護2 (1,157 単位) 要介護3 (1,200 単位) 要介護4 (1,285 単位) 要介護5 (1,328 単位)							
		看護<4:1>介護<4:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (912 単位) 要介護2 (976 単位) 要介護3 (1,047 単位) 要介護4 (1,114 単位) 要介護5 (1,180 単位)						
			認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,018 単位) 要介護2 (1,085 単位) 要介護3 (1,151 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,286 単位)						
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<4:1>介護<4:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (884 単位) 要介護2 (933 単位) 要介護3 (997 単位) 要介護4 (1,061 単位) 要介護5 (1,125 単位)						
	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>		要介護1 (990 単位) 要介護2 (1,055 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,186 単位) 要介護5 (1,250 単位)							
	看護<4:1>介護<5:1>		認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (845 単位) 要介護2 (893 単位) 要介護3 (957 単位) 要介護4 (1,021 単位) 要介護5 (1,085 単位)						
			認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (974 単位) 要介護2 (1,039 単位) 要介護3 (1,102 単位) 要介護4 (1,167 単位) 要介護5 (1,230 単位)						
	(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<4:1>介護<5:1>		認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (810 単位) 要介護2 (874 単位) 要介護3 (938 単位) 要介護4 (1,002 単位) 要介護5 (1,066 単位)						
		認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (916 単位) 要介護2 (979 単位) 要介護3 (1,044 単位) 要介護4 (1,108 単位) 要介護5 (1,171 単位)							
看護<4:1>介護<6:1>		認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (717 単位) 要介護2 (750 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (909 単位) 要介護5 (973 単位)							
		認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (886 単位) 要介護2 (950 単位) 要介護3 (1,015 単位) 要介護4 (1,078 単位) 要介護5 (1,141 単位)							
(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護<4:1>介護<6:1>		認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,093 単位) 要介護2 (1,157 単位) 要介護3 (1,221 単位) 要介護4 (1,285 単位) 要介護5 (1,349 単位)							
	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,187 単位) 要介護2 (1,271 単位) 要介護3 (1,355 単位) 要介護4 (1,439 単位) 要介護5 (1,523 単位)								
	看護<4:1>介護<6:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,038 単位) 要介護2 (1,102 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,309 単位)							
		認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,048 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,308 単位)							
	(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 看護<4:1>介護<6:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,093 単位) 要介護2 (1,157 単位) 要介護3 (1,221 単位) 要介護4 (1,285 単位) 要介護5 (1,349 単位)							
認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>		要介護1 (1,187 単位) 要介護2 (1,271 単位) 要介護3 (1,355 単位) 要介護4 (1,439 単位) 要介護5 (1,523 単位)								
看護<4:1>介護<6:1>		認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,038 単位) 要介護2 (1,102 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,309 単位)							
		認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,048 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,308 単位)							
大学病院等		(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (717 単位) 要介護2 (750 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (909 単位) 要介護5 (973 単位)						
	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>		要介護1 (886 単位) 要介護2 (950 単位) 要介護3 (1,015 単位) 要介護4 (1,078 単位) 要介護5 (1,141 単位)							
大学病院等	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,093 単位) 要介護2 (1,157 単位) 要介護3 (1,221 単位) 要介護4 (1,285 単位) 要介護5 (1,349 単位)							
		認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,187 単位) 要介護2 (1,271 単位) 要介護3 (1,355 単位) 要介護4 (1,439 単位) 要介護5 (1,523 単位)							
一般病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (810 単位) 要介護2 (874 単位) 要介護3 (938 単位) 要介護4 (1,002 単位) 要介護5 (1,066 単位)							
		認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (916 単位) 要介護2 (979 単位) 要介護3 (1,044 単位) 要介護4 (1,108 単位) 要介護5 (1,171 単位)							
一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (717 単位) 要介護2 (750 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (909 単位) 要介護5 (973 単位)							
		認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (886 単位) 要介護2 (950 単位) 要介護3 (1,015 単位) 要介護4 (1,078 単位) 要介護5 (1,141 単位)							


※ 一定の要件を満たす入院患者の数が経過しない場合は、(※1)を適用しない。

注 外泊給費用	入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居室における試行的退所を認めた場合、1日につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診給費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1日に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
474 初期加算 (1日につき +30単位)		
481 再入所調整看護加算 (※2) (入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)	注 調整マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
482 退所調整加算 (※2) (一) 退所調整指導加算 a. 退所前訪問指導加算 (入所者1回(又は2回)を限度として460単位を算定) b. 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度として460単位を算定) c. 退所前指導加算 (400単位) d. 退所前情報提供加算 (500単位) e. 退所前連携加算 (500単位) (二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として 300単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 退所介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
	483 実業マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)	
	484 低床入り及び改善加算 (※2) (1日につき 300単位を加算)	注 調整マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算、経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
	485 経口移行加算 (※2) (1日につき 28単位を加算)	注 調整マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	486 経口維持加算 (1日につき) (※2) (一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位) (二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 調整マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
487 口腔衛生管理体制加算 (※2) (1日につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
488 口腔衛生管理加算 (※2) (1日につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
489 療養費加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
490 在宅復帰支援機能加算 (※2) (1日につき 10単位を加算)		
491 特別診療費 (※2)		
492 緊急時診療費 ア 緊急時治療管理 (1日に1回3日を限度に1日につき511単位を算定) イ 特定治療		
493 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
494 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)		
495 重篤認知症医療費加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) 496 重篤認知症医療費加算(Ⅱ) ア 介護1・2 (1日につき140単位を加算) イ 介護3・4・5 (1日につき40単位を加算) 497 重篤認知症医療費加算(Ⅲ) ア 介護1・2 (1日につき200単位を加算) イ 介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
498 移行定着支援加算 (※2) (1日につき93単位を加算)		
499 連携支援加算 (※2) (1日につき 100単位を加算)		
500 サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ア (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
501 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき 十所定単位×26/1000) 502 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 十所定単位×19/1000) 503 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 十所定単位×10/1000) 504 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 十(三)の90/100) 505 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき 十(三)の80/100)	注 所定単位数は、444イから455イまでにより算定した単位数の合計	

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:平成30年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 845単位)	×95/100	×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は ×90/100 事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)					
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)					
注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計						

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 指定介護予防訪問看護サービスの 場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による 訪問を行った場合算定可能 (300単位)	×90/100	夜間又は早朝の 場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の 場合 +254単位 30分以上の 場合 +402単位	1時間30分以上の 介護予防訪問看護 を行う場合	事業所と同一建物の 利用者が20人以上以上 サービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の 利用者が20人以上以上 サービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の 利用者が20人以上以上 サービスを行う場合 ×85/100	特別地域介護予防 訪問看護加算	中山間地域等に おける小規模事業所 加算	中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	緊急時介護予防訪 問看護加算(※)	特別管理加算
	(2) 30分未満 (448単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (722単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,080単位)											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (285単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100											
ロ 病院又は 診療所の 場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による 訪問を行った場合算定可能 (252単位)	×90/100	深夜の場合 +50/100	30分未満の 場合 +254単位 30分以上の 場合 +402単位	1時間30分以上の 介護予防訪問看護 を行う場合	事業所と同一建物の 利用者が20人以上以上 サービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の 利用者が20人以上以上 サービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の 利用者が20人以上以上 サービスを行う場合 ×85/100	特別地域介護予防 訪問看護加算	中山間地域等に おける小規模事業所 加算	中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	緊急時介護予防訪 問看護加算(※)	特別管理加算
	(2) 30分未満 (322単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (548単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (802単位)											
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)												
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)												
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)												

注：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防 訪問リハ ビテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の 利用者が20人以上以上 サービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の 利用者が20人以上以上 サービスを行う場合 ×85/100	特別地域介護予防 訪問リハビリテ ーション加算	中山間地域等に おける小規模事業所 加算	中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	短期集中リハビ テーション実施加 算	リハビリテーション マネジメント加算	事業所の医師20 人以上にリハビリテ ーションの指導に係る 訪問を行った場合 の算定	
	介護老人保健施設の場合								1回につき 280単位
	介護実習施設の場合								1回につき 280単位
ロ 事業所加算 (1月につき 120単位を加算)									
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)									

注：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	基 地 別 加 算	基 地 別 加 算	基 地 別 加 算				
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)							
	(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)								
(三) (一)及び(二)以外の場合 (452単位)									
(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理科又は在宅時施設入居時等医学総合管理科を算定する場合)	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (294単位)								
	(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (284単位)								
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (263単位)								
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)	特別な事例の設置が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該事例の使用に関する必要な実学的管理指導を行う場合 +100単位				+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)								
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の業務が行われる場合 (月2回を限度)								(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (558単位)
									(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (414単位)
									(三) (一)及び(二)以外の場合 (373単位)
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)		(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)						
			(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (338単位)						
			(三) (一)及び(二)以外の場合 (324単位)						
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (397単位)								
	(2) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)								
ホ 歯科衛生士が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位)								
	(2) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (293単位)								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)								
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	注 看護師が行う場合 ×90/100							
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)								

※ ハ(2)(一)(二)(三)において、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	リハビリテーションシナジーマネジメント加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算(※)	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +330単位	利用開始日の属する月から3月以内 (1月につき +900単位)	減算対象月 のみ 6月以内 ×85/100	1月につき +240単位	-376単位
		要支援2 (1月につき 3,615単位)								-752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)								-376単位
		要支援2 (1月につき 3,615単位)								-752単位
	介護医療院の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)								-376単位
		要支援2 (1月につき 3,615単位)								-752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)										
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)										
ニ 栄養スクリーニング加算 (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)										
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)								
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)								
	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)									
(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)									
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)								
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(II)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)								
(3) サービス提供体制強化加算(III)	要支援2 (1月につき 96単位を加算)									
	要支援1 (1月につき 24単位を加算)									
要支援2 (1月につき 48単位を加算)										
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×47/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×34/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×19/1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(3)の90/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)の80/100)									

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	指定短期入所事業所が行う場合	指定短期入所事業所が行う場合	指定短期入所事業所が行う場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理状態緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (465 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1日につき +200単位 ※ただし、指定短期入所事業所が行う場合は、1日につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (465 単位)											
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (437 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1日につき +200単位 ※ただし、指定短期入所事業所が行う場合は、1日につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援2 (424 単位)											
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (543 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1日につき +200単位 ※ただし、指定短期入所事業所が行う場合は、1日につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型半個室(Ⅱ)を主体とする〉	要支援1 (543 単位)											
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (512 単位)											
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型半個室(Ⅱ)を主体とする〉	要支援2 (499 単位)											
ハ 療養食加算 (1回につき 1単位を加算(1日に3回を限度))														
ニ 認知症専門ケア加算														
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)														
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)														
ホ サービス提供体制強化加算														
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)														
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)														
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)														
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
ヘ 介護職員処遇改善加算														
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)			注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計											
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)														
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)														
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + (3)の90/100)														
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + (3)の80/100)														

：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注											
<p>変動を行う職員の数等条件基準を満たさない場合</p>		<p>利用者の数及び入所者の数の合計が入所定員を超過する場合</p>	<p>医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合</p>	<p>複数のモニターリーダーをモニタリングに配置していない等コンピュータにおける体相が実働でもない場合</p>	<p>夜勤職員配置加算</p>	<p>個別行動・心理状況緊急対応加算</p>	<p>認知症行動・心理状況緊急対応加算</p>	<p>若年性認知症利用者受入加算</p>	<p>注</p>											
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 (578 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +200単位 (7日間を 限る)	1日につき +120単位	<p>注</p>										
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 (613 単位)								要支援2 (719 単位)	1日につき +34単位								
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 (611 単位)								要支援2 (765 単位)	1日につき +34単位								
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 (658 単位)								要支援2 (813 単位)	1日につき +46単位								
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <療養型>	要支援1 (582 単位)								要支援2 (723 単位)	1日につき +34単位								
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)								要支援2 (774 単位)	1日につき +46単位								
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護コール体制>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <療養型>	要支援1 (582 単位)								要支援2 (723 単位)	1日につき +34単位								
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)								要支援2 (774 単位)	1日につき +46単位								
	(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (568 単位)								要支援2 (708 単位)	1日につき +34単位								
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (599 単位)								要支援2 (750 単位)	1日につき +46単位								
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 (621 単位)								要支援2 (772 単位)	1日につき +34単位								
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 (666 単位)								要支援2 (822 単位)	1日につき +46単位								
	(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】								要支援1 (621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +200単位 (7日間を 限る)	1日につき +120単位	<p>注</p>		
			b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】								要支援1 (656 単位)								要支援2 (822 単位)	1日につき +46単位
			c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室>【基本型】								要支援1 (621 単位)								要支援2 (772 単位)	1日につき +34単位
			d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室>【在宅強化型】								要支援1 (666 単位)								要支援2 (822 単位)	1日につき +46単位
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)	要支援2 (806 単位)	1日につき +34単位															
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)	要支援2 (806 単位)	1日につき +46単位															
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護コール体制>		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)	要支援2 (806 単位)	1日につき +34単位															
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)	要支援2 (806 単位)	1日につき +46単位															
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (609 単位)	要支援2 (762 単位)	1日につき +34単位															
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (649 単位)	要支援2 (782 単位)	1日につき +46単位															
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 (621 単位)	要支援2 (772 単位)	1日につき +34単位															
		d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 (666 単位)	要支援2 (822 単位)	1日につき +46単位															
注 特別療養費																				
注 療養体制維持特別加算		<p>(一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)</p> <p>(二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)</p>																		
(3) 療養費加算		(1日につき 8単位を加算(1日につき3回を限度))																		
(4) 認知症専門ケア加算		<p>(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)</p> <p>(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)</p>																		
(5) 緊急時施設療養費		<p>(一) 緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)</p> <p>(二) 特定治療</p>																		
(6) サービス提供体制強化加算		<p>(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)</p> <p>(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)</p> <p>(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)</p> <p>(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)</p>																		
(7) 介護職員処遇改善加算		<p>(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×39/1000)</p> <p>(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×29/1000)</p> <p>(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×16/1000)</p> <p>(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の80/100)</p> <p>(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)</p>																		
		<p>注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計</p>																		

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注1	注2	注3	注4	注5	注6	注7	注8	注9	注10	注11	注12	
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (523 単位)												
		要支援2 (657 単位)												
		b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (551 単位)											
			要支援2 (685 単位)											
		c. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (541 単位)											
			要支援2 (675 単位)											
	d. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	要支援1 (579 単位)												
		要支援2 (734 単位)												
	e. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (612 単位)												
		要支援2 (767 単位)												
	f. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (600 単位)												
		要支援2 (755 単位)												
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (492 単位)											
			要支援2 (617 単位)											
		b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型> <従来型個室>	要支援1 (507 単位)											
			要支援2 (632 単位)											
		c. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>	要支援1 (550 単位)											
			要支援2 (696 単位)											
	d. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <療養機能強化型> <多床室>	要支援1 (568 単位)												
		要支援2 (714 単位)												
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (476 単位)											
			要支援2 (594 単位)											
		b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (534 単位)											
			要支援2 (674 単位)											
		-25単位	×70/100	×90/100			×90/100							
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		a. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (532 単位)											
	要支援2 (666 単位)													
	b. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (589 単位)												
		要支援2 (744 単位)												
	a. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (532 単位)												
		要支援2 (666 単位)												
b. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (589 単位)													
	要支援2 (744 単位)													
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (605 単位)												
		要支援2 (762 単位)												
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (633 単位)												
		要支援2 (790 単位)												
	(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (623 単位)												
		要支援2 (780 単位)												
	(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型半個室(1)型>	要支援1 (605 単位)												
		要支援2 (762 単位)												
	(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型半個室(2)型>	要支援1 (633 単位)												
		要支援2 (790 単位)												
(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型半個室(3)型>	要支援1 (623 単位)													
	要支援2 (780 単位)													
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (605 単位)												
		要支援2 (762 単位)												
(5) 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))														
(6) 認知症療養ケア加算 (1日につき 3単位を加算)														
(7) 認知症療養ケア加算 (1日につき 4単位を加算)														
(8) 特定診療費														
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算)													
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 3単位を加算)													
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×26/1000)													
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×19/1000)													
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×10/1000)													
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90/100)													
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の90/100)													

注1：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過償還減算を適用しない。
 ※ 収動勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等稼算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	個室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 (507 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (637 単位)						
		b. 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)<療養機能強化型A>	要支援1 (534 単位)						
			要支援2 (664 単位)						
		c. 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)<療養機能強化型B>	要支援1 (525 単位)						
			要支援2 (655 単位)						
		d. 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)<多床室>	要支援1 (564 単位)						
			要支援2 (715 単位)						
	e. 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)<療養機能強化型A>	要支援1 (596 単位)							
		要支援2 (747 単位)							
	f. 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)<療養機能強化型B>	要支援1 (585 単位)							
		要支援2 (736 単位)							
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a. 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 (451 単位)						
			要支援2 (563 単位)						
b. 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>		要支援1 (514 単位)							
		要支援2 (649 単位)							
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (589 単位)	×97/100						
		要支援2 (742 単位)							
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A>	要支援1 (616 単位)							
		要支援2 (769 単位)							
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B>	要支援1 (607 単位)							
		要支援2 (760 単位)							
	(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型個室の多床室>	要支援1 (589 単位)							
		要支援2 (742 単位)							
	(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)<療養機能強化型A>	要支援1 (616 単位)							
		要支援2 (769 単位)							
	(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)<療養機能強化型B>	要支援1 (607 単位)							
		要支援2 (760 単位)							
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算			(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)						
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算			(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)						
(7) 介護職員処遇改善加算			(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)						
			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (813 単位)	×70/100	×90/100		×90/100		片道につき +184単位	
			要支援2 (974 単位)								
		看護<3:1> 介護<6:1>	b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (919 単位)							
			要支援2 (1,074 単位)								
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	看護<4:1> 介護<4:1>	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>							要支援1 (750 単位)
				要支援2 (919 単位)							
	b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 (808 単位)								
			要支援2 (998 単位)								
	一般病院	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (728 単位)							
			要支援2 (892 単位)								
		看護<4:1> 介護<5:1>	b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (786 単位)							
			要支援2 (971 単位)								
		(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	看護<4:1> 介護<6:1>	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>							要支援1 (716 単位)
				要支援2 (876 単位)							
	b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 (773 単位)								
要支援2 (955 単位)											
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	看護<4:1> 介護<6:1>	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (656 単位)								
		要支援2 (817 単位)									
	b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (763 単位)									
		要支援2 (918 単位)									
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (564 単位)	×70/100	×90/100		×90/100					
		要支援2 (725 単位)									
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (622 単位)									
		要支援2 (804 単位)									
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	aユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (939 単位)	×70/100	×90/100		×97/100			
			要支援2 (1,095 単位)								
		bユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型単個室の多床室>	要支援1 (939 単位)								
			要支援2 (1,095 単位)								
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	aユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (832 単位)							
			要支援2 (1,024 単位)								
bユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型単個室の多床室>	要支援1 (832 単位)										
	要支援2 (1,024 単位)										
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(5) 特定診療費											
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)ア (1日につき 18単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)										
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)										

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)		×70/100		身体障害者(1) 1日につき 12単位 身体障害者(2) 1日につき 3単位	1日につき 20単位 2000円以上の介護費用を算入する場合は、1日につき 10単位を加算	個別居宅介護 1日につき 12単位	1日につき 12単位	1日につき 12単位	1日につき 12単位	1日につき 12単位	1日につき 12単位
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)		×70/100									
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)							
ニ サービス提供体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							
ホ 介護職員処遇改善加算				(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(3)の80/100)							

※ 限度額 要支援1 5,003単位
要支援2 10,473単位

⑨ 介護予防福祉用具費

基本部分	注	注	注
特別地域介護予防福祉用具費加算			
中山間地域等における小規模事業所加算			
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			
介護予防福祉用具費 (車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排せ処理装置)	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに費与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに費与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに費与費の1/3を限度)

：「特別地域介護予防福祉用具費加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排せ処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)


Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(430単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:平成30年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- [32-2](#) 地域密着型通所介護費
- [43](#) 認知症対応型通所介護費
- [54](#) 小規模多機能型居宅介護費
- [65](#) 認知症対応型共同生活介護費
- [76](#) 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- [87](#) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- [98](#) 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注										
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,666 単位)	×98/100	注	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算									
		要介護2 (10,114 単位)		注								注	注	注	注	注				
		要介護3 (16,793 単位)		注								注	注	注	注	注				
		要介護4 (21,242 単位)		注								注	注	注	注	注				
		要介護5 (25,690 単位)		注								注	注	注	注	注				
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,267 単位)		注								注	注	注	注	注	注	注	注	注
		要介護2 (12,915 単位)		注								注	注	注	注	注	注	注	注	注
		要介護3 (19,714 単位)		注								注	注	注	注	注	注	注	注	注
		要介護4 (24,302 単位)		注								注	注	注	注	注	注	注	注	注
		要介護5 (29,441 単位)		注								注	注	注	注	注	注	注	注	注
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II) (1月につき)																				
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)																				
ニ 退院時共同指導加算 一 定型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)																				
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)																				
ヘ 生活機能向上連携加算																				
(1)生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位)																				
(2)生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)																				
ト サービス提供体制強化加算																				
(1) サービス提供体制強化加算(I)イ (1月につき +640単位)																				
(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1月につき +500単位)																				
(3) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +350単位)																				
(4) サービス提供体制強化加算(III) (1月につき +350単位)																				
チ 介護職員処遇改善加算																				
(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×137/1000)																				
(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×100/1000)																				
(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×55/1000)																				
(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(3)の90/100)																				
(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)の80/100)																				

注 所定単位は、イからトまでに算定した単位数の合計
 : 「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一建 物の利用者又は これ以外の同一 建物の利用者 20人以上に サービスを行う 場合
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,009単位)	1月につき 610単位	事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合 ×90/100 事業所と同一建物 の利用者50人以 上にサービスを行 う場合 ×85/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 378単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 576単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 775単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,742単位)		
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		
: 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」及び 「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

54 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,320 単位)	×70/100	×70/100	×70/100
		要介護2 (15,167 単位)			
		要介護3 (22,062 単位)			
		要介護4 (24,350 単位)			
		要介護5 (26,849 単位)			
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,298 単位)			
		要介護2 (13,665 単位)			
		要介護3 (19,878 単位)			
		要介護4 (21,939 単位)			
		要介護5 (24,191 単位)			
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (565 単位)				
	要介護2 (632 単位)				
	要介護3 (700 単位)				
	要介護4 (767 単位)				
	要介護5 (832 単位)				
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)					
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)				
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)				
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)					
△ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)				
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)				
ト 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)					
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)					
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)					
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)				
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)				
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))					
ゾ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合				
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合				
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)				
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)					
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)				注 所定単位は、イからリまでにより算定した 単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)				

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

65 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (759 単位)
		要介護2 (795 単位)
		要介護3 (818 単位)
		要介護4 (835 単位)
		要介護5 (852 単位)
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (747 単位)
		要介護2 (782 単位)
		要介護3 (806 単位)
		要介護4 (822 単位)
		要介護5 (838 単位)
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (767 単位)
		要介護2 (823 単位)
		要介護3 (847 単位)
		要介護4 (863 単位)
		要介護5 (880 単位)
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (775 単位)
		要介護2 (811 単位)
		要介護3 (835 単位)
		要介護4 (851 単位)
		要介護5 (867 単位)

注	注	注	注	注	注
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束原 止未実施減 基 -76単位 -80単位 -82単位 -84単位 -86単位 -75単位 -78単位 -81単位 -82単位 -84単位	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき +50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき +25単位
×97/100	×70/100	×70/100		1日につき +50単位	1日につき +25単位
				1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位

注 入院時費用

利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)

ハ 初期加算
(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 39単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 49単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 59単位を加算)

ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))

ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

ト 生活機能向上連携加算 (1日につき 200単位を加算)

チ 口腔衛生管理体制加算
(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

リ 栄養スクリーニング加算
(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))

ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)

注 所定単位数は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

2.6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束防止薬使用減算	転倒防止設備設置加算	生活持着の上着着加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	夜間看護体制加算	認知症認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	介護スクリーニング加算
イ	地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき) 要介護1 (534 単位) 要介護2 (599 単位) 要介護3 (668 単位) 要介護4 (732 単位) 要介護5 (800 単位)	×70/100	-53単位 -60単位 -67単位 -73単位 -80単位	1日につき +30単位	1日につき +200単位 かつ、個別機能訓練加算を算入している場合は、1日につき+100単位	1日につき +12単位		1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1日につき +30単位	1日につき +5単位 (60日1回を限度)
ロ	短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※ 要介護1 (534 単位) 要介護2 (599 単位) 要介護3 (668 単位) 要介護4 (732 単位) 要介護5 (800 単位)	×70/100						1日につき +10単位	1日につき +120単位			
ハ 退院・退所時減算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)												
ニ	看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1280単位を加算)										
ホ	認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ヘ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 8単位を加算)										
ト	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計										

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分給限度基準額に含まれる。

98 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注			
		登録者数が登録定員を超える場合又は	従業者の員数が基準に満たない場合	注	注	注	注			
				注	注	注	注			
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要介護1 (12,341単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+5/100	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)
		要介護2 (17,268単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 (24,274単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 (27,531単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護5 (31,141単位)						-1,850単位	-1,850単位	-60単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (11,119単位)						-2,914単位	-2,914単位	-95単位
		要介護2 (15,558単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 (21,871単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 (24,805単位)						-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 (28,058単位)						-2,914単位	-2,914単位	-95単位
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)	要介護1 (565単位)									
	要介護2 (632単位)									
	要介護3 (700単位)									
	要介護4 (767単位)									
	要介護5 (832単位)									

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)
 (1) 認知症加算(I) (1月につき 800単位を加算)
 (2) 認知症加算(II) (1月につき 500単位を加算)

ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)

ヘ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))

ト 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 600単位を加算)

チ 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 574単位を加算)

リ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)
 (1) 特別管理加算(I) (1月につき 500単位を加算)
 (2) 特別管理加算(II) (1月につき 250単位を加算)

ル ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 2,000単位を加算)

レ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)
 (1) 看護体制強化加算(I) (1月につき 3,000単位を加算)
 (2) 看護体制強化加算(II) (1月につき 2,500単位を加算)

ロ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)

リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)

2 サービス提供体制強化加算
 (1) イを算定している場合
 (一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1月につき 640単位を加算)
 (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1月につき 500単位を加算)
 (三) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 350単位を加算)
 (四) サービス提供体制強化加算(III) (1月につき 350単位を加算)
 (2) ロを算定している場合
 (一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 21単位を加算)
 (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 16単位を加算)
 (三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 12単位を加算)
 (四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 12単位を加算)

3 介護職員処遇改善加算
 (1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき 所定単位×102/1000)
 (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき 所定単位×74/1000)
 (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき 所定単位×41/1000)
 (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(3)×90/100)
 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)×80/100)

注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(一) 3時間以上12時間未満	要支援1 (231 単位)	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +94単位	片道につき +47単位		
	要支援2 (221 単位)												
	(二) 4時間以上7時間未満	要支援1 (226 単位)											
	要支援2 (216 単位)												
	(三) 5時間以上7時間未満	要支援1 (221 単位)											
	要支援2 (211 単位)												
	(四) 6時間以上7時間未満	要支援1 (216 単位)											
	要支援2 (206 単位)												
	(五) 7時間以上12時間未満	要支援1 (211 単位)											
	要支援2 (201 単位)												
	(六) 8時間以上12時間未満	要支援1 (206 単位)											
	要支援2 (196 単位)												
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上12時間未満	要支援1 (231 単位)	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +94単位	片道につき +47単位		
	要支援2 (221 単位)												
	(2) 4時間以上7時間未満	要支援1 (226 単位)											
	要支援2 (216 単位)												
	(3) 5時間以上7時間未満	要支援1 (221 単位)											
	要支援2 (211 単位)												
	(4) 6時間以上7時間未満	要支援1 (216 単位)											
	要支援2 (206 単位)												
	(5) 7時間以上12時間未満	要支援1 (211 単位)											
	要支援2 (201 単位)												
	(6) 8時間以上12時間未満	要支援1 (206 単位)											
	要支援2 (196 単位)												
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1単位を加算)											
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 2単位を加算)											
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 5単位を加算)											
介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×104/1000)											
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×75/1000)											
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×42/1000)											
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 3,790/100)											
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 3,080/100)											
注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計													
：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給原簿管理の対象外の算定項目													

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要支援1 (3,403 単位)		×70/100	+5/100
		要支援2 (6,877 単位)			
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,066 単位)		×70/100	
		要支援2 (6,196 単位)			
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (419 単位)			
		要支援2 (524 単位)			
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)					
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 450単位を加算)					
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)					
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)				
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)				
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))					
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合				
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合				
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)				
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)					
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)				

注
所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合 又は 介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束保 止未実施減 算	夜間支援体 制加算(Ⅰ)	夜間支援体 制加算(Ⅱ)	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 介護予防認知症対応型共同 生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要支援2 (755 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要支援2 (743 単位)							
ロ 介護予防短期利用認知症 対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要支援2 (783 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要支援2 (771 単位)							
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)						
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))						
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ヘ 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)						
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)						
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))						
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)		注 所定単位数は、イからリまでに算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)								

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。